

海南市本庁舎
食堂運営候補者選定のための
公募型プロポーザル実施要項

令和8年8月

海南市 総務部 管財情報課

目 次

I. 募集内容について

- 1. 事業の目的・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 庁舎内の食堂施設の概要・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4. 営業条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 応募について

- 1. 募集形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. プロポーザルまでの日程・・・・・・・・・・・・ 6

III. 評価について

- 1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 評価主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 評価方法及び結果の通知・・・・・・・・・・・・ 9
- 4. 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6. 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

<関連書類等>

- 企画提案資料一覧表及び配点一覧表・・・・・・・・ 11
- 応募申込書(様式1)・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 誓約書(様式2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 質疑書(様式3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 企画提案書(様式4～9)・・・・・・・・・・・・・・ 15～20
- 物件案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5階平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 厨房機器リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 前運営事業者のメニュー・・・・・・・・・・・・ 25

I. 募集内容について

1. 事業の目的・趣旨

海南市(以下「市」という)では、来庁者及び職員等の利便性向上を図るため、市役所庁舎内の食堂運営事業者を募集します。

そこで、市が定める営業条件のもと、継続して質の高いサービスの提供が可能な事業者を募集します。

2. 庁舎内の食堂施設の概要

本食堂の運營業務は、厨房諸室、食堂ホールその他市が指定する場所について、市が地方自治法第 238 条の 4 の規定に基づく行政財産の使用許可を行い、事業者が実施運営するものとしします。

物件の概要は下記のとおり。

使 用 物 件	海南市南赤坂 11 番地 鉄筋コンクリート造 5 階の一部 ※詳細は別途「物件案内図」及び「5 階平面図」を参照
使 用 用 途	食堂の営業
使 用 面 積	食堂ホール79.94㎡、厨房35.85㎡、食品庫21.39㎡、WC2.44㎡ 事務室5.90㎡ 計145.52㎡
座 席 数	約 30 席
参 考	職員数約 300 人 厨房設備の熱源は電気のみとなります

3. 応募資格

食堂を運営することが可能で、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができるものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- (3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可を有しており、食堂等の営業許可が得られること。
- (4) 食品衛生法その他の食品の営業に関する法令に基づく許可の取消し等の処分を過去3年間受けていないこと。
- (5) 令和8年8月3日現在、食堂、レストラン等の飲食業を3年以上継続して営業した実績がある者
- (6) 租税を完納し、滞納がないこと。

- (7) 海南省暴力団排除条例（平成23年海南省条例第14号）第6条第1項第1号に規定する「暴力団関係者等」に該当しない者であること。

4. 営業条件

(1) 行政財産使用許可

本食堂の運営に係る厨房諸室、食堂ホールその他市が指定する場所の使用は地方自治法第238条の4の規定に基づく行政財産の使用許可により行うものとします。当該使用許可により借地借家法その他賃借権に関する権利は発生しません。市は、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合は、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができます。この場合において、事業者に損害又は損失が生じて、市は補償しません。

(2) 使用料・賃借料及び保証金

一、使用料・賃借料

厨房諸室、食堂ホール等の行政財産の使用料は無料としますが、厨房機器の賃借料として、月額50,000円が必要です。

なお、営業準備期間中は賃借料を徴収しません。

二、保証金

事業者は、使用許可又は厨房機器貸付契約の締結時に、保証金として500,000円を市に納付するものとします。保証金は、未納の厨房機器賃借料、光熱水費、原状回復費、損害賠償金その他事業者が市に対して負担する債務に充当することができるものとします。使用終了後、市は当該債務を控除した残額を無利息で返還します。

三、光熱水費

食堂運営に必要な電気料金、上水道使用料その他の市が指定する光熱水費は、事業者の負担とします。

負担額は、子メーターによる実測値又は市が合理的と認める按分算定し、請求方法、請求時期及び端数処理は別途市が定めます。

四、それぞれの支払い方法は、別途指定するものとします。

(3) 衛生・健康管理

事業者は、食堂における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生法上の問題等については、直ちに市に報告の上、全て事業者の負担と責任において対処するものとします。なお、従業員の検便等については、事業者の責任において適宜実施し、従業員の健康管理に努めることとします。

(4) 営業開始予定日

令和9年4月1日までに開業すること。

(5) 使用期間

行政財産の最初の使用期間は、使用開始日から令和9年3月31日までとしますが、1年度を単位として毎年度更新し、最初の使用期間を含め6か年度（令和14年3月31日）まで更新できるものとします。なお、この期間には食堂の開店準備期間も含まれます。

令和14年4月1日以降も使用継続を希望する場合は、市長が食堂等の利用状況、サービ

スの内容、経営状況を勘案の上、更新を決定するものとします。

(6) 営業日・営業時間

営業日は海南市役所開庁日(土・日曜日、国民の祝日・休日及び12月29日から翌年1月3日を除く)とします。

営業時間は、最長で午前8時30分から午後5時15分までとし、午前11時00分から午後1時30分までの間は必須とします。なお、料理の仕込み等に要する時間は、別途市と協議するものとします。

(7) 諸経費の負担

一、厨房機器等の設置について

食堂の基本的な厨房機器、テーブル及び椅子等の主要備品は、平成29年に市が用意し、前の食堂事業者が令和7年12月26日まで使用していたものをそのまま使用できます。(設置している厨房機器は別紙リストを参照してください。)

別途厨房機器等を追加導入する場合は、事業者負担となり、設置については、事前に市と協議しなければなりません。

二、食堂の改修

食堂の改修等は原則認めません。ただし、市と事前協議の上、承認を得た場合は除きます。

なお、改修等の費用は事業者の負担とします。

三、有益費等の請求権の放棄

事業者は、使用物件に投じた改修・改良のための有益費及び修繕費等の費用を市に請求することはできません。

四、その他の経費の負担区分については、【表1】のとおりとします。

【表1】食堂経費負担区分表

No	項目	備考	市	事業者
1	光熱水費	食堂運営に必要な光熱水費		○
2	厨房設備機器類及び食堂ホール内備品、設備	厨房機器賃借料		○
		現状設備以外の設備を追加で導入する費用		○
3	食堂・厨房施設の改修・補修・維持費	原則として市負担	○	
		事業者に瑕疵がある場合の修繕や事業者の都合による改修、事業者が追加導入した設備の修繕・改修		○
4	厨房内什器購入費及び補充費	なべ、釜など		○
5	食器購入費及び補充費			○
6	食堂ホール内装飾費	テーブルクロス、植栽 等		○

7	食堂事務室用什器備品購入費			○
8	外線使用料及び設置	引込みについては市と協議必要		○
9	内線電話設置費		○	
10	厨房諸室・食堂ホールの清掃費	厨房・食堂ホール、食品庫、事務所、WC などの清掃(防虫・防鼠含む)及びグリストラップ、ダクト等の清掃		○
11	精算システムの購入及び維持管理費	レジ、券売機等		○
12	塵芥処理費			○
13	施設・設備・物件にかかる公租公課等	固定資産税等の公租公課及び保険料等（市有物件に限る）	○	
		事業者が追加導入した設備の保険料等		○
14	その他諸経費			○

(8) 提供メニュー及び価格等

提供メニュー及び価格は、(9) の条件や昼食時間帯の出前販売も考慮して、事業者が定めるものとします。

ただし、価格等を変更する場合は事前に市と協議してください。(アルコール類の提供は不可)

※価格の目安として、定食で 600～900 円程度としてください。

(9) 在庫管理

表示したメニューについて、午後 1 時 30 分までは必ず提供できるように、食材の在庫管理を適切に行ってください。

(10) 営業許可等の申請

市や監督官庁への申請・届出、その他店舗の営業に関して必要な一切の手続きは、全て事業者の責任において行ってください。

(11) 使用上の制限

事業者は、使用物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならず、また食堂の営業以外の用途に供してはならないものとします。加えて、事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、あるいは名義貸し等を行うことはできません。

(12) 使用許可の取り消し又は変更

市は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができます。この場合において、事業者に損害又は損失が生じて、市は、その賠償又は補償の責めを負いません。

- ①事業者が賃借料の未納や契約等に定める各条項に違反したとき
- ②応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき
- ③市の許可なく休業したとき
- ④食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令に基づき、営業許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は停止を受けたとき

(13) 原状回復及び返還

使用許可が取り消されたとき又は使用期間が満了したときは、事業者は、自己の費用で使用物件を原状に回復し、市が指定する期日までに返還しなければならないものとします。ただし、市が特に承認したときは、この限りではありません。

また、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用には保証金を充当し、保証金の額を超えた分については、事業者に請求することができます。

この場合において、事業者は、何ら異議を申し立てることができません。

(14) 損害賠償

事業者が物件の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとします。また、事業者がその責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければなりません。

ただし、事業者が自己負担で使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(15) 食品の搬入口・搬入方法

食品の搬入は、開庁時間内に行い、可能な限り短時間で行ってください。

なお、搬入車両の駐車場所については別途指示をします。

(16) ごみ処理等

ごみや残飯等の処理についてはできる限り資源化して、減量化に努め、事業者の負担で処理してください。

また、食堂内は全て禁煙とします。

(17) 清掃

厨房諸室及び食堂ホールの日常・定期清掃や害虫駆除は、事業者の負担で行うものとします。

(18) 報告事項

事故等については、発生時に市まで報告し、その対応に関する事項を後日、市まで報告してください。

(19) 張り紙、看板等の表示・掲出

張り紙、看板等の表示又は掲出は、事前に市とその内容や表示、掲出場所等を協議し、許可を受けてください。

(20) 災害協力

市内で災害が発生した場合において、市長が必要と判断した場合は、事業者は食堂等で

次に掲げる事項について協力するものとします。

なお、協力の期間、費用負担等については、別途協議するものとします。

一、炊き出し業務のための人員派遣・飲食物の提供

二、事業者が購入又は設置した厨房機器の使用

(21) その他

一、その他本物件の使用については、関係法令、和歌山県条例及び海南市条例等を遵守することとします。

二、海南市本庁舎食堂運営候補者選定のための公募型プロポーザル実施要項の不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできません。

II. 応募について

1. 募集形式

本募集は公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）で実施します。

2. プロポーザルまでの日程

(1) 募集要項の配布

配布期間：令和8年8月3日（月）～令和8年9月18日（金）まで

入手方法

- ・海南市ホームページ (<http://www.city.kainan.lg.jp/>) からダウンロード
- ・海南市役所管財情報課窓口で配布

(2) 現地見学会

令和8年8月17日（月）午前10時 現地集合

※参加は自由です。

(3) 応募申込み

提出受付：令和8年8月3日（月）～9月18日（金） 17時必着

提出先：〒642-8501 海南市南赤坂11番地 海南市役所 総務部 管財情報課

提出方法：持参 又は 郵送 *郵送の場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

提出書類【応募書類】（提出部数 各1部）

	提出書類	法人	個人	摘要
①	応募申込書	○	○	様式1
②	法人登記簿謄本	○		発行3か月以内のもの
③	住民票		○	発行3か月以内のもの
④	決算書又は確定申告書の写し	○	○	過去3年分
⑤	免許証等の写し	○	○	調理師免許、営業許可証等
⑥	納税証明書	○	○	国税 法人：その3の3様式

				個人：その3の2様式 市町村税 完納証明書もしくは法人 (個人) 市民税及び固定資産 税の直近過去2年分の証明 書
⑦	誓約書	○	○	様式2
⑧	会社案内やパンフレット等資料	○	○	資料がある場合のみ

備考：①提出書類の差し替え等は、提出期限内に限り行うことができます。

なお、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。

②必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。

③(5)の【プレゼンテーション書類】を同時提出するのも可とします。

(4) 質疑書の提出

本案件に関する質問は、全て質疑書によることとします。質疑がある場合には、下記のとおり質疑書を提出してください。

一、提出受付：令和8年8月3日(月)～8月21日(金) 17時必着

二、提出方法：原則として「電子メール」としますが、FAXでも受け付けます。

海南市 総務部 管財情報課 アドレス：kanzaijoho@city.kainan.lg.jp

FAX 番号：073-483-8749

三、提出様式：1. 電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：「海南市本庁舎食堂公募に関する質疑について」

2. 質疑の詳細は、「質疑書」(様式3)に記載し、電子メールに添付してください。

四、回答方法：全ての質問と回答を取りまとめて、全ての質問者に電子メール又はFAXにて送付するとともに、海南市ホームページに掲載します。

五、回答期日：令和8年8月25日(火)

(5) プレゼンテーション書類の提出

一、提出期限：令和8年9月18日(金) 17時必着

二、提出先：〒642-8501 海南市南赤坂11番地

海南市役所 総務部 管財情報課

三、提出方法：持参 又は 郵送

*郵送の場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

四、提出書類：【プレゼンテーション書類】

	提出書類	部数	摘要
①	企画提案書	1部	様式4
②	企画提案資料	各	様式5 No.1 事業概要
		10部	様式6 No.2 食堂の運営方法

			様式7 No.3 メニュー・サービス
			様式8 No.4 災害時の協力体制
			様式9 No.5 その他

五、備考 : ①提案項目の詳細については、P11「企画提案資料一覧表」を参照してください。

②提案は市の要求する「I. 募集内容について」に合致する内容としてください。

③【プレゼンテーション書類】の提出は、【応募書類】提出後、別の日に提出しても差し支えありませんが、提出期限は厳守してください。

※【応募書類】、【プレゼンテーション書類】とも提出期限は9月18日(金) 17:00 必着です。(9月18日に【応募書類】を提出する場合は【プレゼンテーション書類】も同時に提出してください)

(6) プレゼンテーション・質疑応答及び審査

令和8年9月下旬

(7) 審査結果の通知

令和8年10月上旬

(8) 事業者決定後の予定について

令和8年10月 覚書締結

令和8年10月

～令和9年3月 準備

応募日程総括表

事項	日時
募集要項の配布	令和8年8月3日(月)～9月18日(金)
現地見学会	令和8年8月17日(月)午前10時 現地集合
質疑書の提出	令和8年8月3日(月)～8月21日(金) 17時必着
応募申込み期間	令和8年8月3日(月)～9月18日(金) 17時必着
質疑回答期日	令和8年8月25日(火)
プレゼンテーション書類の提出期限	令和8年9月18日(金) 17時必着
プレゼンテーション・質疑応答・審査	令和8年9月下旬
審査結果の通知	令和8年10月上旬

Ⅲ. 評価について

1. 基本的な考え方

庁舎内の食堂運営候補者の選定にあたっては、提出された書類をもとに、プレゼンテーション・質疑応答を行い、最も高い総合評価を得た応募者を運営候補者として決定します。

評価点の合計が満点の 6 割に満たない応募者は、運営候補者として選定しません。応募者が 1 者のみの場合も同様に審査を行います。

なお、応募多数の場合は、書類審査を行い書類審査通過した 5 者を対象にプレゼンテーション・質疑応答を行うものとします。

2. 評価主体

評価は、「海南市本庁舎食堂運営業者選定委員会」が行います。

選定委員会は、市職員計 6 名の委員で構成されており、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行います。

3. 評価方法及び結果の通知

応募申込みをはじめとした「応募書類」の提出者を対象に、「応募書類」、「プレゼンテーション書類」を基にプレゼンテーションを実施していただき、質疑応答を経てその内容を総合的に評価、採点し、最高点者と次点者を選出します。

なお、最高点を得た者を運営候補者とします。

また、プレゼンテーションと質疑応答は 30 分を予定しています。（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）

また、プレゼンテーションにパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に「6. 問い合わせ先」まで申し出てください。

備考：1 最高点を取得した事業者が 2 者以上ある場合は、くじ引きとします。

2 最高点を得た事業者が辞退を申し出た場合や「4. 留意事項」に該当した場合は、次点の事業者を運営候補者とします。

結果通知：審査の内容、選定の結果については、令和 8 年 10 月上旬に書面を送付し、かつ同日運営候補者をホームページに掲載します。

また、個別の説明は行わず、評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。

4. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、運営候補者としての決定を取り消します。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(2) 選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

(3) 食堂運営候補者の決定から契約締結までの間に、食堂運営候補者の資金事情の変化等により、店舗の設置・運営の履行が困難であると市が判断したとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、食堂運営候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。

(5) 食堂運営候補者が、応募資格に適合しなくなったとき。

5. その他

(1) プロポーザルに応募する費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとします。

(3) 提出書類は、A4 判普通紙を使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは 10 ポイント以上とし、1 枚に収まらない場合は 2 枚以上になることも可能とします。文字等の色指定はありません。

(4) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、海南市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

(5) 提出された書類は一切返却しません。

(6) プレゼンテーションに必要な器具・機械は応募者で準備ください。

(7) 一定の基準を満たす応募者がいないときには、運営候補者を選出しない場合があります。

(8) 本案件において、厨房機器賃貸借契約の相手先は市となります。

6. 問い合わせ先

海南市 総務部 管財情報課 管財班（市役所 4 階）

所在地：〒642-8501 海南市南赤坂 11

電 話：073-483-8411 FAX：073-483-8749、E メール：kanzai.joho@city.kainan.lg.jp

■企画提案資料一覧表及び配点一覧表

提案項目	記 載 内 容 ・ 評 価 項 目	配点
1 事業概要 (様式5)	・ 庁舎や公共施設における食堂及び企業の社員食堂運営の実績 ・ 飲食業の経営年数	10点
2 食堂の運営方法 (様式6)	・ 営業時間 ・ オープンまでのスケジュール ・ 営業形態及び必要となる厨房設備（概算費用を含む） ・ 従業員の配置 ・ 収支計画	30点
3 メニュー・サービス (様式7)	・ 提供予定のメニューの種類・栄養バランス ・ 提供予定のメニューの価格 ・ 食堂ホールで飲食できない職員への対応（職場への出前配達、弁当販売等）	35点
4 災害時の協力体制 (様式8)	・ 災害時に市に協力して実施できる事項	5点
5 その他 (様式9)	・ 食中毒対策などの衛生面の配慮 ・ 独自提案	20点

※企画提案資料は、所定様式（A4サイズ）にできる限り簡潔に記載してください。記載欄の大きさは変更可能とし、1枚に収まらない場合は2枚以上になることも可能です。

様式 1

年 月 日

海南市長 様

本店（住所）
商号（屋号）
代表者（氏名）

（事務担当責任者）

所属 職名

氏 名

電 話

F A X

E-mail

応 募 申 込 書

「海南市本庁舎食堂運営候補者選定のための公募型プロポーザル実施要項」に基づき、添付書類を添えて応募の申し込みをします。

（添付書類）

- ・②法人登記簿謄本又は③住民票
- ・④決算書又は確定申告書の写し
- ・⑤免許証等の写し
- ・⑥納税証明書
- ・⑦誓約書
- ・⑧会社案内やパンフレット等資料

誓 約 書

年 月 日

海南市長 様

住 所
申請者
氏 名

私は、海南市本庁舎食堂運営候補者選定のための公募型プロポーザルに応募するにつき、下記に掲げる事項を誓約します。

なお、誓約事項の事実確認のため、海南市が和歌山県海南警察署に対し、情報の照会を行い、それを取得することについて同意します。

- 1 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所の代表者、その他実質的に関与している者が次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 暴力団員等※1であると認められる者
 - (2) 暴力団※2又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - (4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- 2 上記 1 に掲げる事項に該当する者であると判明した場合は、海南市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

※1 海南市暴力団排除条例（平成 23 年 7 月 6 日条例第 14 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。

※2 海南市暴力団排除条例（平成 23 年 7 月 6 日条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。

様式3

年 月 日

海南市長 様

質 疑 書

プロポーザルに応募するにあたり、以下のとおり質問がありますので、回答をお願いします。

質疑提出者	<本店（住所）> <商号（屋号）> <代表者（氏名）> <担当者> <電話>
質問	
質問	
質問	
質問	
質問	

※質問欄は、適宜、拡大又は追加してください。ただし、質問は簡潔をお願いします。

※個別回答は行いません。

※回答書には原文のまま掲載しますので、誤字、脱字にご注意ください。

様式 4

年 月 日

海南市長 様

本店（住所）

商号（屋号）

代表者（氏名）

（事務担当責任者）

所属 職名

氏 名

電 話

F A X

E-mail

企 画 提 案 書

「海南市本庁舎食堂運営候補者選定のための公募型プロポーザル実施要項」に基づき、企画提案書類を提出します。

（添付書類）

- ・企画提案資料（No.1～5） 各 10 部

様式 5

No. 1 事業概要

本店（住所）	
商号（屋号）	
代表者（氏名）	
資本金	
年商(直近年度)	(年 月期) 万円
従業員数	
創業年月日	
沿革・特徴	
代表的な営業施設	名 称 所在地
直営店舗数	
庁舎・公共施設の 食堂や企業の社員 食堂の運営実績	有 (件) 無

様式 6

No. 2 食堂の運営方法



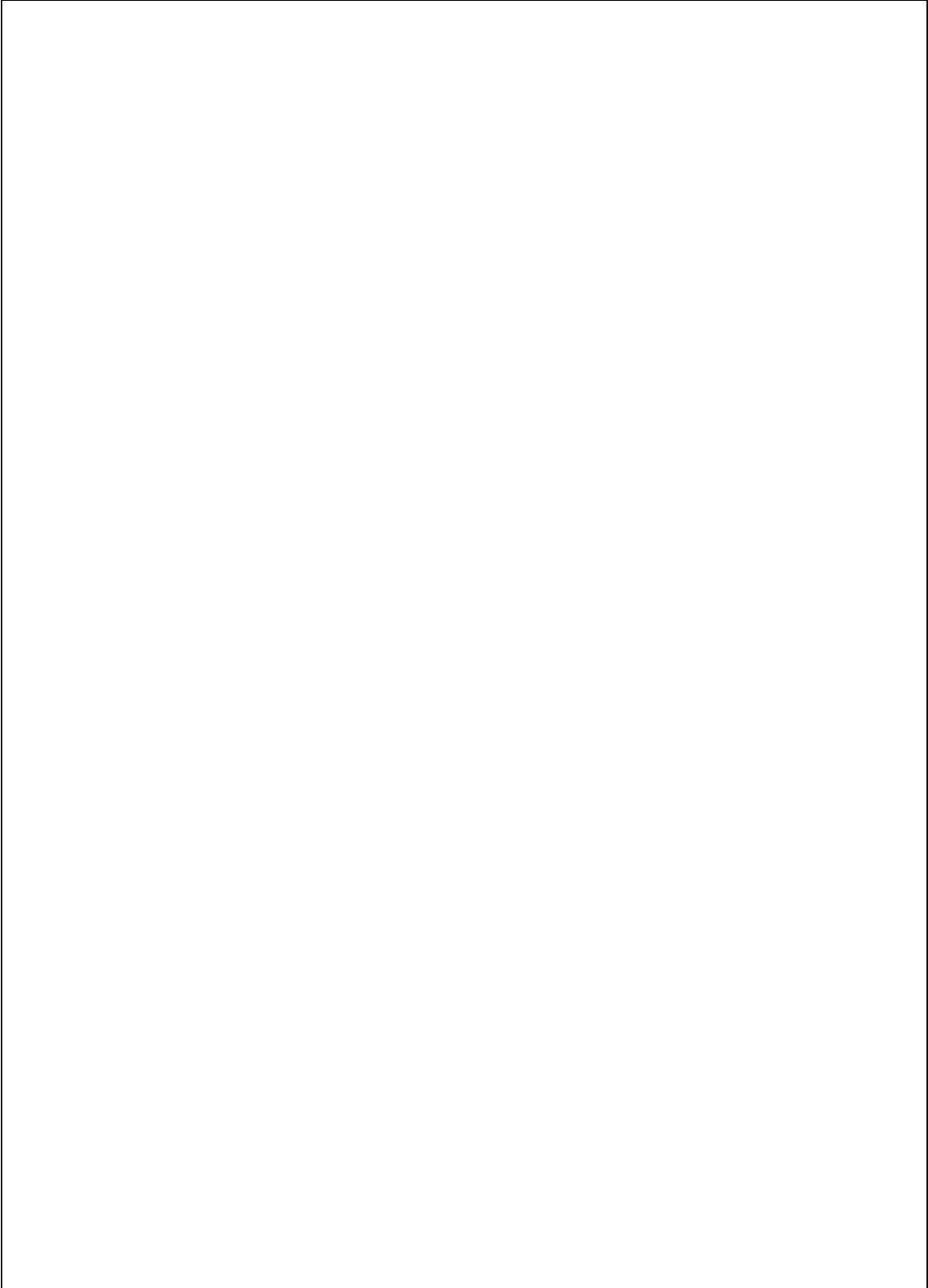
様式7

No.3 メニュー・サービス

--

様式 8

No. 4 災害時の協力体制

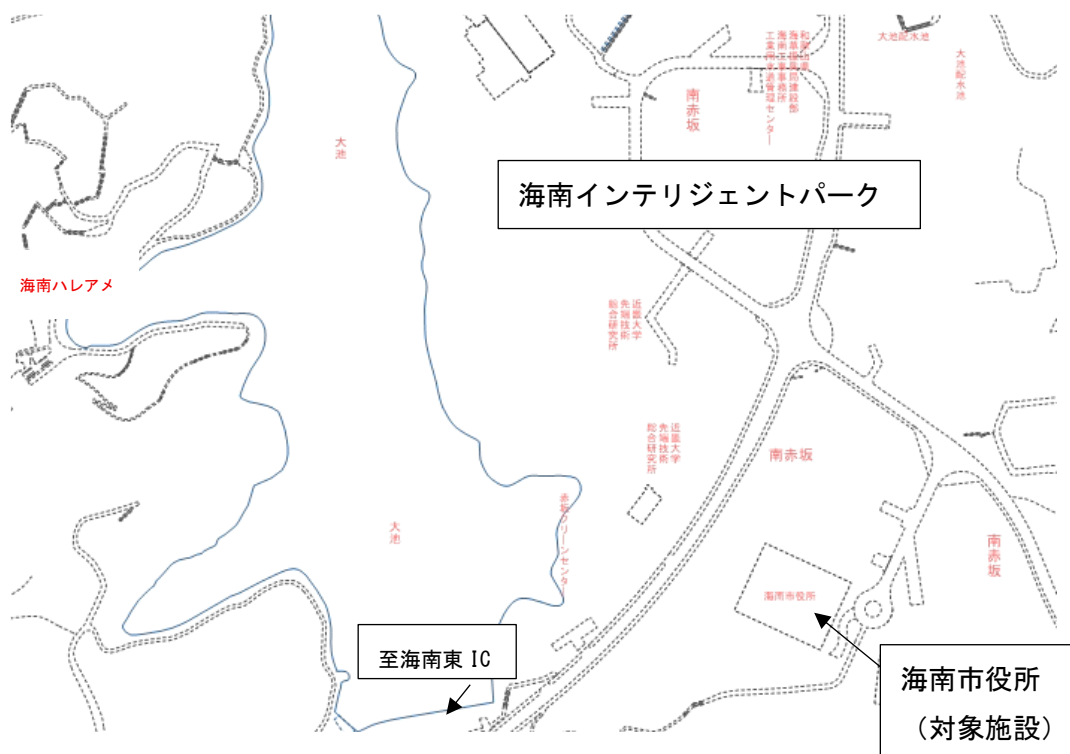
A large empty rectangular box with a thin black border, intended for a drawing or detailed description related to the disaster cooperation system.

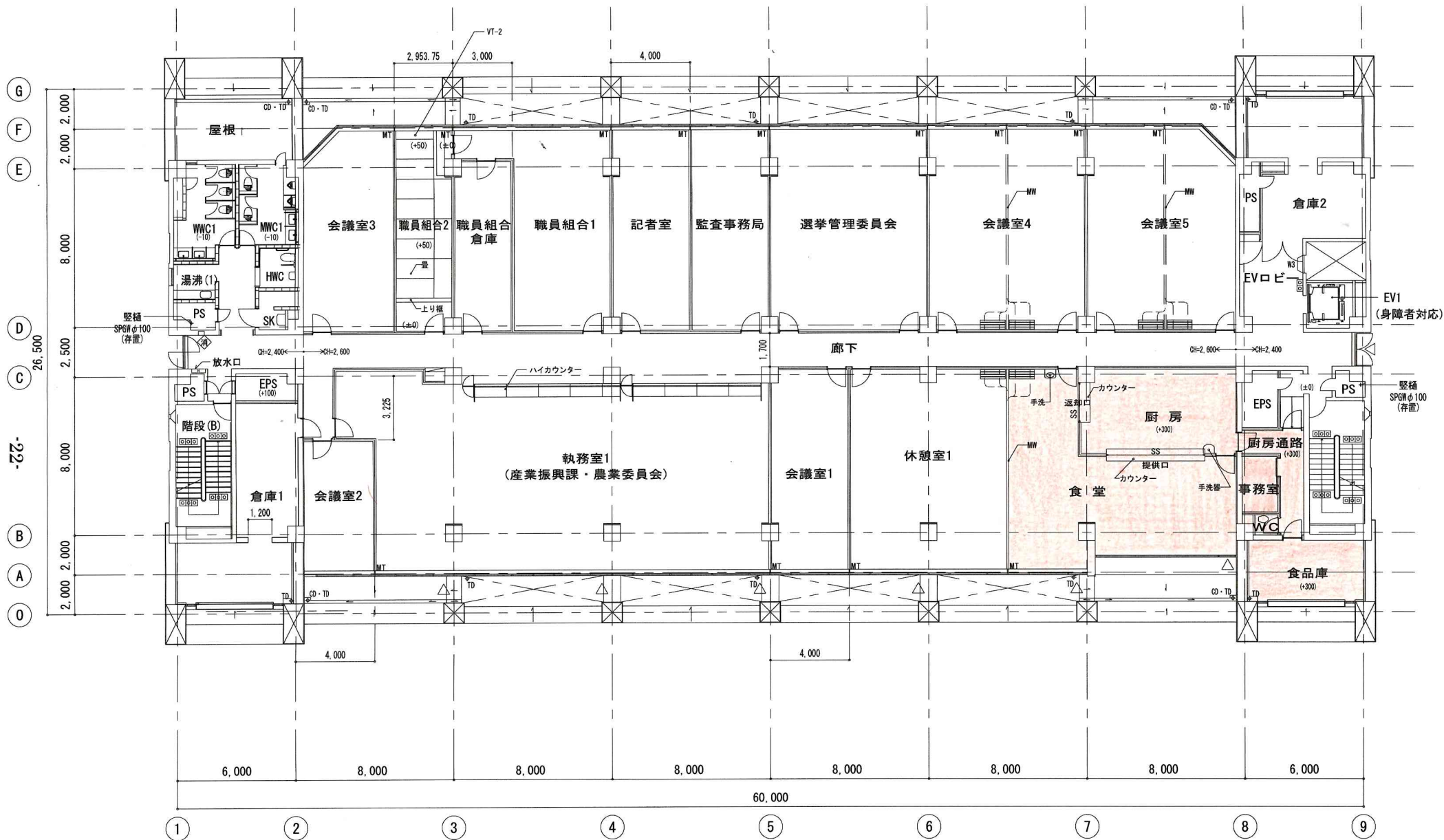
様式 9

No. 5 その他.

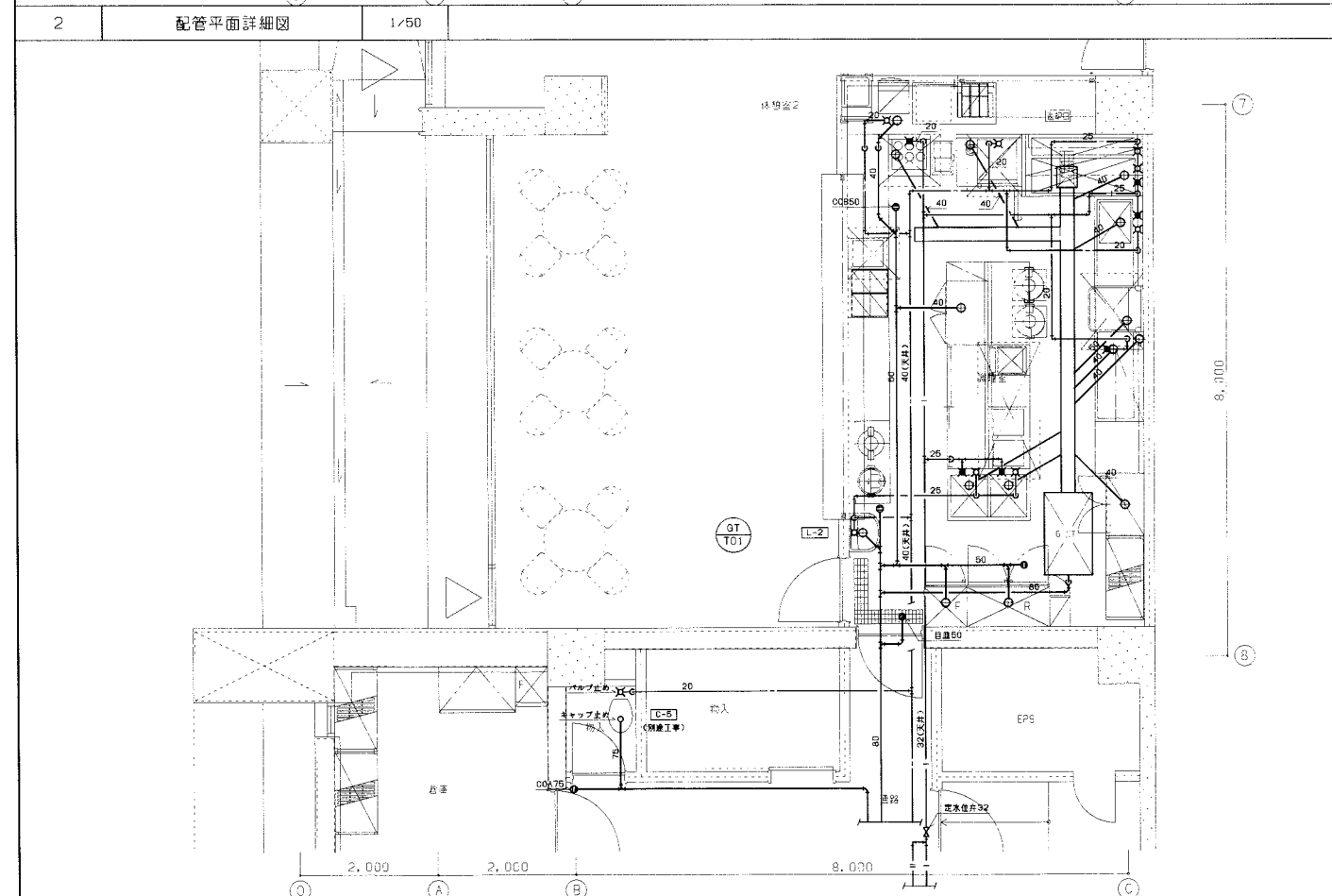
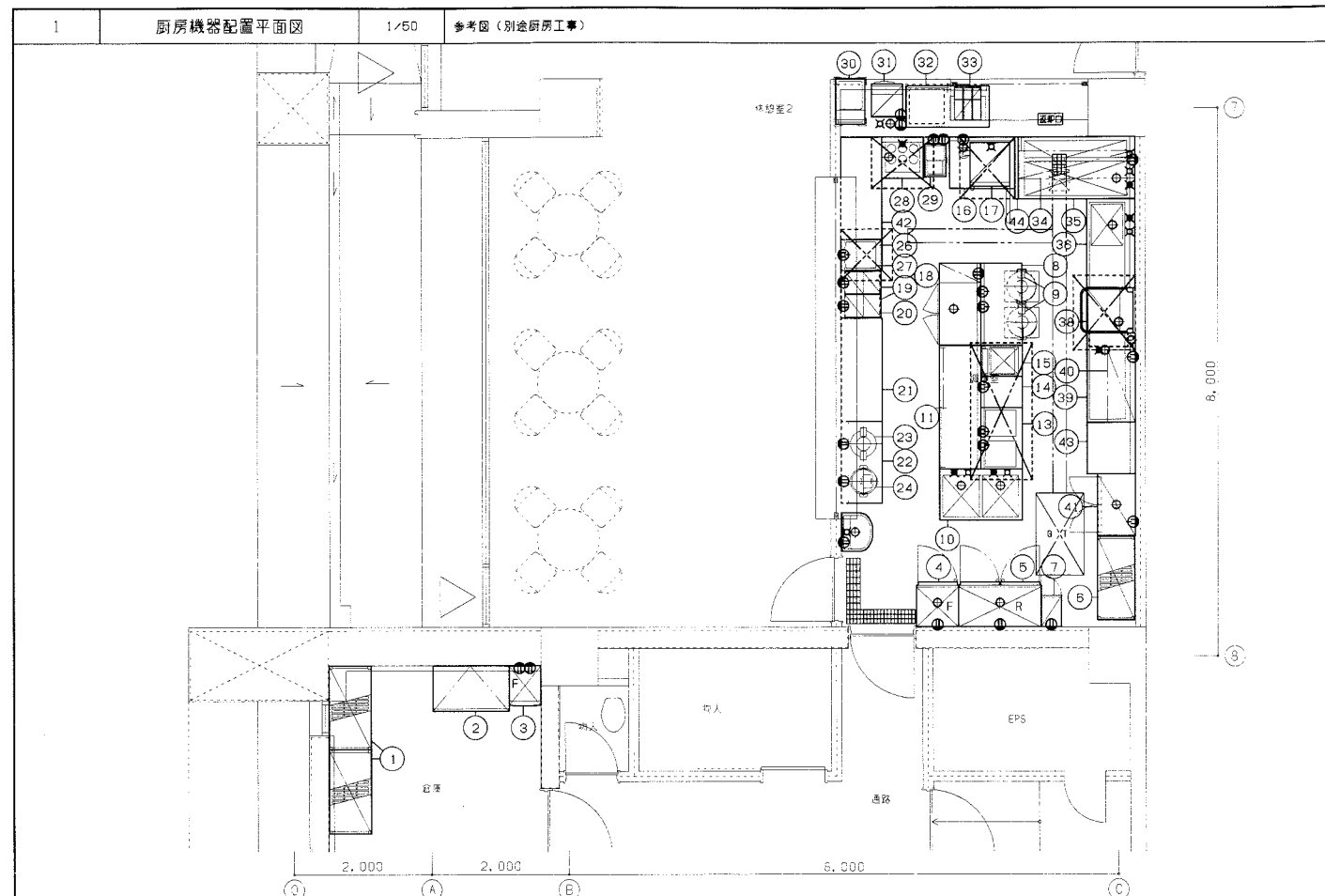
--

物件案内図





5階 平面図



3		機器リスト			参考図（別途厨房工事）															
No.	品名	寸法(mm)			台数	配管口径(A)			ガ ス		蒸 気		電 気			冷却水()			フ イ ード	備 考
		幅口	奥行	高さ		給水	給湯	排水	口径 (A)	消費熱量 (kW) (kcal/h)	給気 (A)	排気 (A)	消費電力 (kW/h)	1φ100V (kW)	1φ200V (kW)	3φ200V (kW)	入口径 (A)	出口径 (A)		
1	シェルフ（ベンチ4段）	1220	610	1830	2															NSF仕様
2	チェストフリーザー	1111	662	893	1								0.087							有効内容積：358L
3	焼食用冷凍庫	460	585	1110	1								0.130							庫内容積：6.8リットル×7段
4	冷凍庫	610	650	1950	1			40					0.374							庫内容積378L
5	冷蔵庫	1200	650	1950	1			40					0.223							庫内容積312L、インバーター
6	シェルフ（ベンチ4段）	1220	540	1830	1															NSF仕様
7	殺菌庫	300	450	1550	1								0.230							収納数（包丁8、まな板4） 紫外線殺菌+乾燥機能付
8	炊飯台	1200	600	850	1															炊飯スライドユニット付
9	IHジャー炊飯器	502	428	390	2										4.57×2					5.4リットル（3升）炊き
10	二層シンク	1200	750	850	1	15×2	15×2	40×2												
11	台下戸棚	1800	600	850	1															
12	欠 番																			
13	IHテーブル	900	600	850	1											5.0×2				G ※漏電ブレーカーはインバーター対応のこと
14	脇台	450	600	850	1															
15	電気フライヤー	450	600	850	1											6.00				G 油量：18リットル ■23.0AMP 油断内ヒート
16	ミニコン専用架台	950	750	850	1															
17	ミニコン	576	640	625	1	15		25								5.40				G 焼段数4段、2/3メートルパン4枚収納 冷水器付付属、色：黒、液晶タッチパネル操作、メニュー登録機能
18	コードテーブル	1200	600	850	1			40					0.131							庫内容積238L
19	フードウォーマー	340	540	285	2								1.00×2							ホテルパン 1/2 2コ付
20	ウォーマーユニット	700	570	565	1															
21	ノーマルユニット	1500	600	850	1															中棚一段追加
22	ライス・スプユニット	1200	600	500	1															
23	ライスウォーマー	460	360	390	1								0.08							内容量：8リットル
24	スプウォーマー	460	395	405	1								0.28							容量：16リットル
25	欠 番																			
26	コンロ架台	450	570	185	1															
27	IHコンロ	450	600	285	1											3.0				O ※漏電ブレーカーはインバーター対応のこと
28	電気ゆで機器（冷凍庫対応）	600	600	800	1		15	25								12.6				O 6デボタイプ ■36.4AMP
29	冷凍ストッカー	465	327	860	1								0.080							有効内容積：42L
30	トレイディスペンサー	430	670	857	1															積載数80～100枚
31	ティーサーバー	450	480	1490	1	15		40					1.20 0.355							冷水器付属
32	サービス台	1200	600	850	1															下部戸棚
33	オーガナイザー	511	488	241	1															
34	上棚	1700	400	1段	1															
35	シャワーシンク	1700	900	850	1	15 20	15	40 ビキ					0.1							センサー付
36	ソールドテーブル	1300	700	850	1	15	15	40												
37	欠 番																			
38	ドアタイプ洗浄機	670	670	1435	1		15	50 40×2								13.0				O ブースター内蔵 扉全開高さH=1903
39	クリーンテーブル	1300	700	850	1															
40	ラックシェルフ	1050	400	1段	1															
41	電気消毒保管庫	900	550	1900	1			40								5.00				収容力：10カゴ 庫内温度1室2点検知式、予約タイマー付
42	ノーマルユニット	1500	600	850	1															中棚一段追加
43	台	750	700	850	1															
44	パーティション	50	900	1500	1															
	テーブル																			
	イス																			

厨房機器貸付一覧表（平成29年6月導入）

品名	メーカー	型番	台数
コンビオーブン	フジマック	FSCWE6I	1
ブラストチラー&フリーザー	フジマック	FRBCT6F	1
アンダーカウンター洗浄機	フジマック	M-iClean UL	1
ホテルパン	フジマック	SH-1914SW	4
ホテルパン	フジマック	SH-1916SW	2
ホテルパン	フジマック	SH-1524SW	2
穴あきホテルパン	フジマック	SH-1914SW/P	1
穴あきホテルパン	フジマック	SH-1916SW/P	1
穴あきホテルパン	フジマック	SH-1524SW/P	2
エナメルトレイ	フジマック	H:60mm	5
グリッド	フジマック	1/1(ステンレス仕上げ)	5
ベーキングトレイ穴なし	フジマック	1/1サイズ(6013-1103)	5
グリルチキン	フジマック	チキン10個6035-1010	1
グリルローストプレート	フジマック	1/1 (60-71-617)	1
グリル&ピザトレイ	フジマック	1/1 (60-70-943)	1
コンビフライ	フジマック	1/1 (6019-1150)	1
目玉焼きトレイ	フジマック	1/1(H:30mm)【Sタイプ】	1
冷蔵庫（排水受タンク付き）	フジマック	FR1280Ki	2
チェストフリーザー	フジマック	SH-360X	1
冷蔵庫	フジマック	FR1280Ki	1
電機自動炊飯器	フジマック	FRC108FA	1
水切り二層シンク	フジマック		1
脇台	フジマック		1
電気ゆで麺器	フジマック	FENB456004R	1
コールドテーブル	フジマック	FRT1560K	1
冷凍コールドテーブル	フジマック	FRFT1260K	1
台下戸棚（背立なし）	フジマック		3
台	フジマック		1
I Hコンロ	フジマック	FIC456003FF	1
電気フライヤー	フジマック	FEFS186TD	1
台	フジマック		1
アイスメーカー	フジマック	IM-35-I	1
二層シンク	フジマック		1
真空包装機	フジマック	MAX-DD	1
脇台	フジマック		1
台下戸棚	フジマック		1
イス	チェリー	アルケッロ	22
テーブル	チェリー		8
イス	堺木エ	シェルダイニングチェア	8
ベビーチェア	チェリー	スタックチェアB T	2
フードスライサー	ドリマックス	マルチスライサーミニDX-50B	1
業務用卓上ミキサー	KIPROSTAR	PO-GMS	1
業務用電子ジャー	タイガー	JNOA360	1
フードカッター	マルチシェフ	MC-1500FPM	1
イス	チェリー	アルケッロ	8
デジタル防水はかり	カスタム	CS-10KWP	1
合計			110

(11月～12月)

月	おでん
火	きつねうどん
水	チーズチキンカツ
木	サバの塩焼き
金	カレーライス

日替わりの内容は定期的に更新します

← 日替わり定食	800円
ハンバーグ定食	900円
唐揚げ定食	900円
トンカツ定食	900円
おでん定食	900円

* 定食はドリンクバー込みの料金です

- ・モーニングクロワッサンサンド 500円
- ・モーニングパン3種 500円
- ・旨かつ丼(豚ヘルカツ×4枚) 800円
- ・旨かつ丼(大盛+6枚) 1000円
- ・しらす丼 1000円
- ・牛丼 750円
- ・カレー 700円
- ・カツカレー 900円
- ・天ざるそば 1000円
- ・天丼 850円
- ・カルビ丼 750円
- ・ワッフル 500円
- ・チーズケーキ 600円
- ・フレンチトースト 600円
- ・フレンチトーストW 850円

上記はドリンクバー込みの料金です

ドリンクバーのみ 300円

- ・ざるそば 450円
- ・うどん 400円
- ・そば 400円
- ・ラーメン 500円

上記はドリンクバーなしの料金です

モーニングは 9:00～11:00

定食は 10:30～14:00

デザートは 11:00～14:30

となっております。



てっぱん

定休日 土、日、祝日

営業時間 9:00～15:00(L. O14:30)

TEL073-482-0808

〒6420017 海南市南赤坂11 5階 (価格はすべて税込みとなっております)